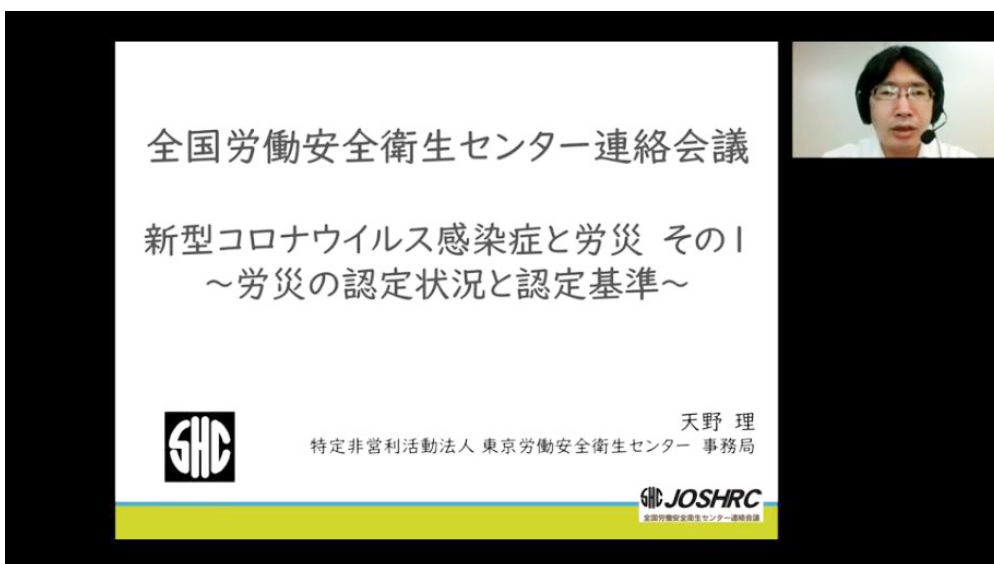


関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 8.10発行〈通巻第524号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



全国労働安全衛生センター連絡会議

新型コロナウイルス感染症と労災 その1
～労災の認定状況と認定基準～

天野 理
特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター 事務局

SHC

JOSHRC
全国労働安全衛生センター連絡会議

労災認定1万件を超えた

新型コロナウイルス感染症の労災認定件数 2

<解説ビデオ>「新型コロナの労災申請」を公開

全国安全センターYouTubeチャンネル 5

補償における不公平な取扱い

船員に対する障害補償および遺族補償 7

死ぬまで元気です vol.39 右田孝雄 11

韓国からのニュース 13

前線から 17

厚生労働省交渉を実施 全国労働安全衛生センター連絡会議/東京

7月の新聞記事から/19
表紙/全国安全センター YouTubeチャンネル「コロナ労災解説」
東京労働安全衛生センター 天野 理氏

労災認定1万件を超えた 新型コロナウイルス感染症の労災認定件数

民間労働者の労災補償をカバーする労災保険での新型コロナウイルス感染症労災認定件数が、7月に入って累計で1万件を超えた。

7月16日現在で、労災認定件数（支給件数）が10,481件（表1）。

決定件数では10,722件で、10,722件から10,481件を引いた241件が不支給件数となる。

労災請求件数は15,353件なので、決定済み件数の割合は70.2%。

認定率は、 $10,481/10,722 \times 100 \div 97.8\%$ 。

全体に占める「医療従事者等」の割合が高いのは、「業務外で感

表1 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和3年7月16日 18時現在

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	11,646 (16)	8,395 (10)	8,217 (10)
医療業	7,789 (6)	5,845 (5)	5,687 (5)
社会保険・社会福祉・介護事業	3,637 (10)	2,410 (5)	2,390 (5)
サービス業（他に分類されないもの）	173 (0)	98 (0)	98 (0)
教育、学習支援業	44 (0)	39 (0)	39 (0)
複合サービス事業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
製造業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
運輸業、郵便業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
2. 医療従事者等以外	3,683 (45)	2,310 (23)	2,247 (22)
農業、林業	5 (0)	4 (0)	3 (0)
漁業	9 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	248 (5)	161 (4)	157 (4)
製造業	386 (4)	155 (3)	154 (3)
情報通信業	34 (0)	22 (0)	21 (0)
運輸業、郵便業	403 (10)	301 (5)	296 (5)
卸売業、小売業	234 (4)	161 (0)	157 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	72 (1)	36 (0)	34 (0)
金融業、保険業	13 (1)	9 (1)	8 (1)
不動産業、物品賃貸業	79 (3)	50 (2)	50 (2)
宿泊業、飲食サービス業	246 (0)	163 (0)	159 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	70 (0)	38 (0)	38 (0)
教育、学習支援業	97 (0)	46 (0)	45 (0)
医療業	566 (0)	399 (0)	365 (0)
社会保険・社会福祉・介護事業	818 (8)	529 (2)	528 (2)
複合サービス事業	18 (0)	11 (0)	10 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	385 (9)	225 (6)	222 (5)
3. 海外出張者	24 (4)	17 (2)	17 (2)
製造業	10 (1)	9 (0)	9 (0)
卸売業、小売業	3 (1)	2 (1)	2 (1)
学術研究、専門・技術サービス業	6 (1)	3 (1)	3 (1)
生活関連サービス業、娯楽業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	4 (1)	2 (0)	2 (0)
計	15,353 (65)	10,722 (35)	10,481 (34)

- ※1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。
- ※2 業種は「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）によっています。
- ※3 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。
- ※4 ()内は遺族請求（死亡）に係る件数で、内数です。
- ※5 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

染したことが明らかな場合を除いて、原則として労災保険給付の対象とする」労災認定上の取扱がされていることが大きいだろう。

う。医療従事者の場合は、感染経路が不明の場合でも、労災として認定される可能性が高い。

表2
新型コロナウイルス感染症に関する認定請求件数、認定件数について

令和3年6月30日現在

職 種	請求件数	認定件数		調査中
		公務上	公務外	
医師・歯科医師	39	36	0	3
看護師	351	319	0	32
保健師・助産師	5	3	0	2
その他の医療技術者	28	22	0	6
保育士・寄宿舎指導員等	3	3	0	0
土木技師・農林水産技師・建築技師	3	3	0	0
調理員	1	0	0	1
義務教育学校教員	2	1	0	1
義務教育学校以外の教員	2	1	0	1
警察官	179	114	0	65
消防吏員	15	14	0	1
清掃職員	20	12	0	8
その他の職員	37	25	0	12
計	685	553	0	132

(注1) 集計時点は基金本部が支部からの報告を受けた時点のものです。

(注2) 職種は常勤地方公務員災害補償統計上の職種によっています。

(注3) 本表の内容は、請求事案の進捗を踏まえ、変更することがあります。

(注4) 上記の集計以外に災害（新型コロナウイルス感染症）が発生したとは考えられない、感染者との濃厚接触に関する事案の請求が2件あります。

(注5) 請求件数には請求者が請求を取り下げたものについては含みません。

(注6) 請求件数には新型コロナウイルス感染症に関する後遺障害のみの請求やワクチン接種による

副反応の請求は含みません。

ただし、「医療従事者等以外」においても、かなり幅広い対応が行われているとみられ、労災請求を積極的に行うことを勧めたい。

（なお、地方公務員では553件、国家公務員では34件が認定されている（公表分限り、表2、表3）。認定傾向は労災保険と同様とみられる。）

このあたりの解説は、本号でも紹介している「全国安全センター Youtube チャンネル」の解説動画を参考にさせていただきたい。

表3 一般職の国家公務員に係る新型コロナウイルス感染症に関する報告件数及び認定件数

令和3年5月31日18時現在

職種	報告件数	認定件数	
		公務上	公務外
一般行政職	24	21	0
医療職	2	2	0
公安職	20	11	0
合計	46	34	0

(注1)本表注の件数は、人事院が実施機関から報告を受けた令和3年5月31日18時時点のものです。

(注2)本表中「報告件数」は、人事院規則16-0(職員の災害補償)第20条の規定に基づき補償事務主任者が実施機関に報告を行った件数です。

(注3)報告件数と認定件数の差は、現在調査中の件数です。

(注4)本表の内容は、事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

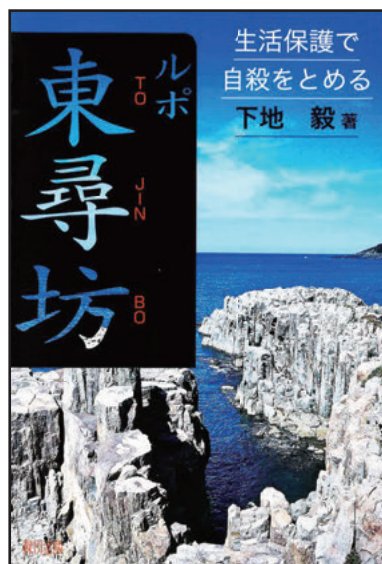
ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよい、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！(2021.1)

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円

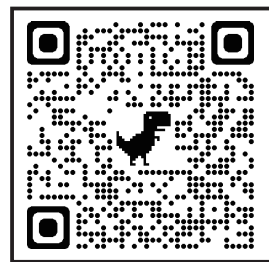


＜解説ビデオ＞

「新型コロナの労災申請」を公開

全国安全センター YouTube チャンネル

よくわかる「新型コロナ労災申請」



全国安全センターが「新型コロナウイルス感染症と労災」と題して、3本のビデオを同センターのYoutubeチャンネルに公開した。

（「全国安全センター YouTube」検索、又は、QRコードから）

1本各20分。NPO法人東京労働安全衛生センター事務局の天野理氏が、新型コロナ労災の労災認定基準、労災認定状況、具体的な申請方法などをわかりやすく解説している。

トピックとしては、

- ・新型コロナウイルス感染症の労災の推移
- ・新型コロナウイルス感染症の公務災害の推移
- ・労災請求・認定の状況（業種別内訳と傾向）
- ・労災認定基準と実際の取扱

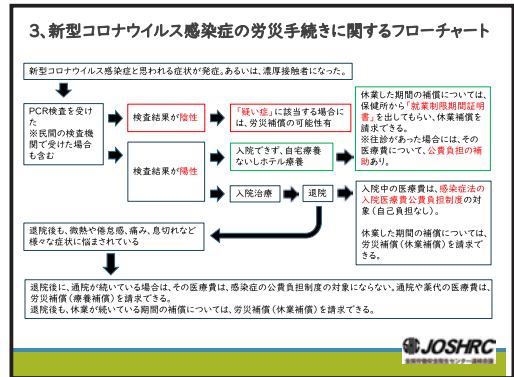
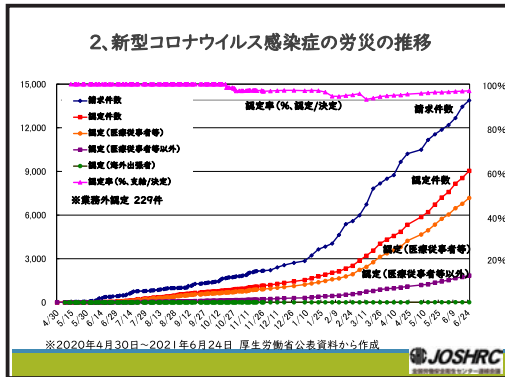
医療従事者等の場合

医療従事者ではない場合

感染線経路が特定されている場合とされていない場合

海外出張労働者の場合





全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネルより

・労災保険申請手続きの実際

- 事業主や医療機関の証明、申立書の作成
- 新型コロナ労災の因果関係の考え方
- 社会保険や感染症法公費負担制度
- アルバイトや複数事業所勤務の場合
- 公務災害の場合

・新型コロナ労災にかかわる問題

- ワクチン接種関連に関連した問題
- 新型コロナウイルス感染症の「後遺症」
- 医療や看護職場でのストレス疾患

など、新型コロナウイルス感染症の労災に関連したほとんどの問題が取り上げられている。職場の参考資料、学習資料としてご活用ください。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

https://asbesto.jp/

お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊



補償における不公平な取扱い 船員に対する障害補償および遺族補償

アルディさんは2018年10月、外国人技能実習生として漁船で作業中、あやうく右足を失う事故に遭った。足関節から下を切断するべきところを、なんとか形だけは残したいと努力し、何度も手術を繰り返した。技能実習期間を修了しても療養を続け、ようやく治癒にいたり、帰国したのは昨年のことである。

見た目は手術痕も含めて足関節部分が異様に膨れ上がり、可動域も自力ではゼロである。歩くことも自由にはできず、極めて短距離を歩行用補助具と杖を用いて移動することがせいぜいである。この状態に対し、併合7級が認められ、現在は障害補償年金を受給している。

この状態を考えると、厚生年金でも「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（障害等級3級）にあたる可能性があり、あるいは少なくとも「身体の機能に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えるこ

とを必要とする程度の障害を残すもの」という障害手当金の要件を満たすものと考えられるので、障害厚生年金の裁定請求を行った。

労災保険からの障害補償給付と厚生年金の障害厚生年金は併給が可能で、労災年金が以下の表の調整率にあわせて減額されることになっている。（※調整された労災年金の額と厚生年金の額の合計が、調整前の労災年金の額より低くならないようになっている）

障害厚生年金の年金額は平均標準報酬額×5.481/1000×加入月数(最低300か月)なので、仮に独身の技能実習生の標準報酬月額が150,000円だとすると、障害等級に合わせて次ページの上の表の通り、支給がなされる。

アルディさんの給付基礎日額は5,589円であり、障害等級7級であれば、障害補償年金は給付基礎日額×131日、年額で732,159円である。公的年金からの補償を受ける場合は78,600円～176,850

労災年金		障害補償年金の調整率
社会保険の種類	併給される年金給付	
厚生年金及び国民年金	障害厚生年金および障害基礎年金	0.73
厚生年金	障害厚生年金	0.83
国民年金	障害基礎年金	0.88

障害等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	780,900円×1.25/年	246,645円×1.25/年
2級	780,900円/年	246,645円/年
3級		585,700円/年 (最低保障額)
障害手当金	1,171,400円	1,171,400円 (一時金)

円が控除されるが、それでも併給する方が受給者への手厚い補償となる。

ところが、船員に関していえば、船員保険法の加入者である場合、現行法では職務上障害について併給できないという回答を年金事務所から得た。その理由は、船員については業務上災害について船員保険法の独自給付があるため、というものであった。労災保険の年金給付には年齢階層別最高限度額があり、被災者の給付基礎日額がどんなに高くても頭打ちがある。しかし船員保険の加入者に対しては、被災者の賃金の日額(実際には健康保険法上の標準報酬日額)が最高限度額を超える場合、労災保険給付で頭打ちとなった金額との差額が船員保険から補てんされることになっていることから、厚生年金の併給は認められないというのである。

この独自給付があるためにアルディさんは障害補償年金と障害厚生年金を併給できなかったのであるが、船員保険の独自給付とは実際にどの程度支給されているのだろう

うか。船員保険月報を参照すると、令和2年度は、船員保険から職務上の障害に対する独自給付の新規裁定は1級1件、2級4件、障害手当金(一時金)93件だった(船員月報令和3年3月)。

この数字について評価できないかと、船員保険に対し職務上災害に対する独自給付支給割合を尋ねてみたが、船員保険も障害等級別に細かくデータを把握していなかった。そのため、どの程度の漁業従事者が対象になるか考えてみた。

まず、労災保険の障害補償年金の基礎となる最高限度額は下の表のようにになっている。

最も高い50歳～54歳の層で考えると、月額76万円を超えるような賃金を受けている場合に独自給付の支給対象となる。しかし、75万円を超える標準報酬月額である被保険者は全体から見ても約6%、3417人にすぎない(船員保険月報令和3年3月)。これではあまりに少ないので労災保険の年齢階層別最高限度額で最も

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
13,384	13,384	14,322	17,163	19,407	21,601	22,760	25,308	25,093	20,870
65～69	70～								
15,258	13,384								

(上段 年齢階層 下段 日額(円))

安い13,384円（～24歳および70歳以上）を基準に見直すと、標準報酬月額41万円以上の被保険者は約50%を占めていた。一方、2018年の漁業センサスを元に作成した右のグラフのとおり漁業従事者の高齢化は進んでおり、70歳以上の就業者の割合は約25%もいる。彼らの半数は月額41万円以上の賃金を得ていると想定すると、少なく見積もっても全体の

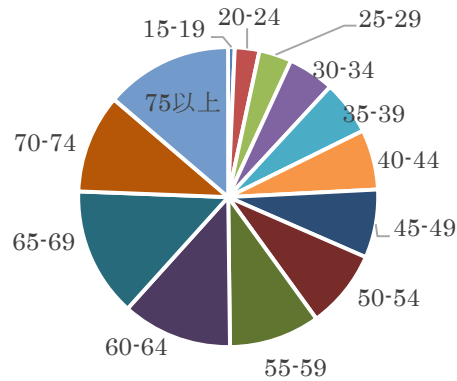
1割から2割程度は対象になるのではないだろうか。

ただ、外国人技能実習生の場合は20代の若者が多いことから、月額40万円～43万円を超える賃金が支払われていれば支給対象となるが、日本中どこを探してもそのような実習生がいるとは思えない。漁業技能実習生の場合、海員組合と事業者団体との労使協定によって賃金が定められ、低く抑えられているためである。冒頭のアルディさんについて言うと、20代前半で日額は先述の通りであるから、13,334円には到底届かない。

遺族補償給付についても同様に、船員保険は独自給付があるが、障害補償同様、最高限度額を超える標準報酬日額の労働者の遺族に対して船員保険から支給される。

国土交通省が発行する平成30年度船員災害疾病発生状況報告（令和2年3月発行）によると、船員と陸上労働者の災害発生率のうち、陸上の全産業で職務上死亡率が0.1人/1,000人であるのに対して、漁

漁業従事者の年齢階層別割合
(漁業センサス2018)



船は0.3人/1,000人である。陸上では死亡災害の多い林業で0.5人/1,000人と突出しているが、漁船員の死亡災害も十分に高い。また、職務上休業4日以上を負傷は陸上労働者2.3人/1,000人に対し、漁船労働者12.7人/1,000人であるため、死亡も含めて非常にリスクが高い職業だと言える。

次に業務上災害で死亡した場合、公的年金からは遺族年金が支給され、同じく労災から年金が支給される場合は次ページ表のように調整される。併給される場合は、労災の年金が12%～20%減額されるのである。

公的年金からの遺族に対する給付は、遺族基礎年金については「18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にあるか20歳未満の障害（1級または2級）を持つ子のある妻」であり、技能実習生として来日する若年の外国人労働者については該当する者が少なく、遺族厚生年金のみが支給されるケースが多く想定される。漁業技

労災年金		遺族補償年金の調整率
社会保険の種類	併給される年金給付	
厚生年金及び国民年金	遺族厚生年金および 遺族基礎年金	0.80
厚生年金	遺族厚生年金	0.84
国民年金	遺族基礎年金	0.88

能実習生であれば母国の船員学校を卒業して来日する者が多いことから、むしろ未婚であるという想定で考える方が現実的である。実際に発生した事件でも、国に高齢の父親を残して亡くなっている。彼の給付基礎日額は6014円で、年金額は920,142円であった。仮に工場などで働く同水準の賃金を得ている労働者であれば、遺族厚生年金との併給になる。労災からは147,200円も減額されてしまうが、やや乱暴な計算になるものの、平均標準報酬月額が18万円であれば、221,980円の遺族厚生年金が支給されていたことになる。併給のない場合と比較して数万円程度しか増加しないのであるが、少額とはいえリスクの高さと比べて補償が低いというのは不公

平である。

先にも述べたように、全船員の標準報酬日額も、最高限度額に比してそれほど高いわけではない。独自給付は残しながら、給付の非対象者には国民年金・厚生年金の併給を認めるということではできないのだろうか。



原発被ばく労災 広がる健康被害と労災補償

- 出版社：三一書房
<https://31shobo.com/2018/04/18009/>
- 体裁：四六判、ソフトカバー、223頁
- 定価：本体 1700円＋税
ISBN978-4-380-18009-5 C0036



死ぬまで元気です

Vol.39 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私はただ今絶好調でございます。

さて、日本初の7月の中皮腫啓発月間も盛況のうちに無事終了いたしました。講演して下さった方々もそうそうたるメンバーに恵まれ、また内容も中身の濃い中皮腫啓発月間だったように思います。来年はもっと多くの方々の賛同をいただいて中皮腫やアスベストについての啓発活動として、濃厚なイベントにしたいと思っています。

8月はオリンピックが開催され、メダルラッシュを連日マスコミが報道していましたが、一方で過去最高のコロナ感染者数を連日更新して、政府やJOCを批判するマスコミの姿も見られました。いったいマスコミはどちらを優先したいのかすら分からなくなりました。マスコミの報道に煽られて、オリンピックに歓喜する人もいれば、全く見ないといった方もいましたよね。

オリンピックが終わったと思ったら、今度は命の危険を感じるような全国的な豪雨が続き、まるで神様がコロナ禍に外に出ていくなと言わんばか

りの異常気象でした。そんな中、私はといえますと、8月21、22日に開催されるジャパン・キャンサー・フォーラムでの「よろず相談室」や「中皮腫 ZOOM サロン」の準備と案内、その翌週の日本石綿・中皮腫学会の学術集会での発表と市民公開講座で依頼された講演の二つの資料作りと録画撮りに日々勤しんでいました。

ジャパン・キャンサー・フォーラムの準備は、殆んど主催者側の事務局の方をお願い致しましたので、私は専らブログで視聴者の募集をするだけでした。でも、日本石綿・中皮腫学会の資料作りは、9分間の発表と25分の講演となるので時間に合わせた資料と話の内容にしないといけなかったもので、毎日遅くまで自分自身も「よくやるよな」と思うくらい必死で頑張った気がします。



この記事が届く頃には既にこの2つのイベントは終わっていると思います。ただこの準備をしている間も他のことも色々やっていました。

今、最もキャラバン隊として力を入れているのは、「石綿健康被害救済法の改正」を実現させるために、何人もの国会議員に面会しての議員立法に向けたロビー活動です。ある議員さんは、議員立法に向けた戦略を教えてください、また別の議員さんは直接私たちの意見を伝えると言って下さったり、また別の議員さんは党に持ち

帰って話し合ってもらえることを約束して下さいました。まだまだ今後も面会し、「石綿健康被害救済法の改正」に向けて動きたいのですが、過去最高のコロナ感染者数で緊急事態宣言中なので、迂闊には動けないのが現状です。

皆さんにお願いですが、もし地元で口利ける、また私たちに繋いで下さることのできる国会議員がいらっしゃればご紹介できないかと思えます。よろしくお願致します。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■続くマンホールでの溺死事故・労働部／地方自治体に「集中豪雨時の作業中止」を要請

2019年7月31日、明け方からソウルは20mmの豪雨が降っていた。しかし、現代建設と施工者は、ソウルの木洞にある雨水底流排水施設の拡充工事を止めなかった。午前7時40分頃、電気作業員2人が地下40mの水路に入った。既に10分前に大雨注意報が出された状態だったが、この状況が伝えられたのは8時頃だった。8時3分頃、突然雨水がトンネルに怒涛のように流れ込み始め、非常状況を知らせに行った現代建設の職員まで、3人が溺死した。ソウル市陽川区庁が管理するこの施設の中には、警報設備や非常用の器具もなかった。

2017年7月4日の午後3時40分頃、昌原市の覆蓋構造物の保守工事の現場で、労働者4人が覆蓋河川の内部で補修作業をしていた。午後4時を前後して37mmの局地性の豪雨が降り始め、水量が急激に増えて労働者4人が急流に巻き込まれ、3人が溺死し、1人は電線に掴まって負傷ただけで救助された。当時、作業を発注した馬山市会原区庁は



作業中止命令を出さず、非常待避も実施せず、監視人も配置していなかったことが明らかになった。

雇用労働部が2日、各地方自治体に「水没事故予防対策」の予防資料を緊急配布し、集中豪雨が予想される場合はマンホール内部での工事を中止するように要請した。これは先月28日に発生した労働者の溺死事故に対する措置だ。全北の全州市のある上水道の配管機能改善工事の現場で、配管内の溶接作業中だった労働者2人が、40mm以上の豪雨で増水した雨水に孤立して、1人は待避したが1人は溺死した。

労働部はまた、今月から来月まで、労働部と韓国産業安全公団が実施する産業災害点検の時に、浸水による溺死、集中豪雨による土砂崩壊、強風による施設の落下・転倒・飛来などの危険に関して集中して確認する計画だ。労働部は各作業現場に、事前に気象情報を確認し、△必要に応じて作業の中止、△水害対比の非常連絡網と非常用設備の構築、△雨水流入遮断施設（水門など）の設置と人員制限などを伝えた。

地方自治体の現行の「地方自治体の入札および契約執行基準（行政安全部例規）」では、工事監督官は工事の全部または一部の安全のために、必要な場合は工事を中断することができる。労働部は「上下水道または雨水管路などで発生する水没事故は地方自治体の施設で発生するので、事故予防には地方自治体の格別の関心と役割が重要だ」と説明した。2021年7月2日 ハンギョレ新聞 パク・ジュンヨン記者

■脳卒中・心臓疾患は「過労疾患」だが、死亡者がなければ重大災害法を回避

産業災害関連企業の責任を強化する「重大

災害処罰などに関する法律」(重大災害法)の施行令を巡って、「過労」による脳卒中・心臓疾患などの職業病患者の発生を重大災害に含むのか、議論が拡がっている。政府は過労による脳卒中などが多数発生するとしても、死亡者がいない場合は、該当企業を法適用から除外する施行令を推進している。これに対して労働界は、立法趣旨を傷つける措置だと反発している。

政府はこのような内容の施行令草案を作って、労働界と経営界などの意見を取りまとめている。重大災害法は1月に国会を通過し、来年1月から施行される。

労働界が指摘する大きな課題は、職業病関連の規定だ。重大災害法は「同じ有害要因で、急性中毒など大統領令に定める職業性疾病者が、1年以内に3人以上発生」する事例を「重大災害」の一つと定義している。争点はこの項目で、職業病の範囲をどこまでにするかだ。施行令草案では、この規定に該当する職業病は急性中毒とそれに準ずる20余種の疾病と定義された。しかし、過労によって多く発生する脳心血管関係疾患が草案の定義から外された。また、筋骨格系疾患と職業性がん、じん肺症、難聴なども外されていると伝えられた。

労働界は「施行令の職業病の範囲が制限的だ」と批判している。過労による脳卒中など、重症の職業病患者が多数発生しても、死亡者が出ない場合には法を適用できない可能性があるということだ。重大災害法には、「死亡者が1人以上」発生すれば重大災害と見るという大きな課題があって、過労による脳卒中で死亡者が出れば、重大災害かどうかを争う余地がある。しかし、政府が出した施行令草案をそのまま適用する場合、過労による脳卒中疾患が事業場で3人以上発症するとしても、重大災害法の適用が難しくなるという

ことだ。

雇用労働部の関係者は今回の施行令草案の検討について、「現在は、労使の意見をまとめて、関係部署と協議の手順を踏んでいる。確定した施行令ではない」と話した。2021年7月4日 ハンギョレ新聞 パク・ジョンヨン記者

■老人保護従事者9割が「身に危険を感じた」

老人保護サービス従事者の88.3%は、老人保護サービス業務が身の危険になっていると認識していた。75.7%は業務遂行中に言葉の暴力を経験し、56.7%は脅迫・脅しを経験した。

このような内容が韓国保健社会研究院が発刊した保健福祉フォーラム7月号「老人保護サービス人材の職務現況と勤労実態」報告書に載せられた。昨年9月14日から10月9日まで、全国の老人保護専門機関25ヶ所の従事者247人に、集団深層面接と職務分析で調査した。

調査の結果、老人保護業務中に身に危険を感じる事例が多かった。侮辱的な行動を経験したという回答者も48.6%だった。セクハラを経験した労働者が11.3%にもなった。

加害者は主にサービスの対象者だ。言葉による暴力行為の主体は業務関係者が14.4%で、サービス対象者が94.1%だった。この他に、△セクハラは業務関係者が14.3%、サービス対象者が92.9%、△脅迫・脅しは業務関係者10%、サービス対象者93.6%、△侮辱的な行動は業務関係者23.3%、サービス対象者89.2%だった。

賃金も劣悪だった。調査によれば、老人保護サービス従事者の月平均給与は、チーム長・専任相談員304万ウォン、相談員216万ウォンの水準だ。延長勤務は多いが、補償

はされていなかった。超過勤務に対する延長勤労手当を支給しない機関が60%に達し、支給しても月平均最大認定時間が5～15時間と調査された。2021年7月5日 毎日労働ニュース イジェ記者

■有害物質が沁みた作業服を持って帰る仁川工団労働者／2022年「作業服クリーニング場」を導入

仁川地域の工業団地の労働者が有害物質が沁み着いた作業服を持って帰宅している。

民主労総仁川本部は12日に記者会見を行って、このような内容の「仁川地域工団実態調査報告書」を公開した。仁川本部は4月20日から先月10日まで、富平・チュアン・南東・仁川機械産業団地所属の労働者421人をアンケート調査した。トゥ・デソン副本部長は「仁川地域工団の労働者は『スマート産業団地』よりも、洗浄剤と金属加工油が染み着いた作業服を洗えるクリーニング場を望む」と話した。

調査対象事業場の55.2%で化学物質を使うと調査された。組み立て・加工など、製造業従事者の65.5%が化学物質を扱っていた。洗浄剤、金属加工油、接着剤、防錆・防腐剤、金属類などの種類も多様だった。労働者の大多数が化学物質に汚染した作業服を家から出た洗濯物と一緒に洗っていた。82.9%は「作業服を家で洗濯している」と答えた。

38%は「作業服のクリーニング場を利用する意思がある」と答えた。18.6%は「利用料金によって使用するかを決める」とした。仁川本部は労働者と使用者に対して説明会を開催し、クリーニング場の長所と運営方式を広報する計画だ。

仁川本部は昨年、仁川市と労政協議の結果、チュアン産団に作業服クリーニング場の1号

店を開設することに合意、来年中に運営するのが目標だ。本部は南東工団に2号店を設置する方を仁川市に要求する方針だ。

作業服のクリーニング場は全国的に拡大している。釜山と光州、慶南、昌原・金海など、4地域で運営している。全南、麗水・靈岩でも確定した。蔚山と慶南、巨済、忠南、唐津でも導入を進めている。ムン・キルジュ全南労働権益センター長は全国で最初に作業服クリーニング場の導入を提案した。センター長は「作業服のクリーニング場は単純に作業服を洗濯するのに止まらず、労働者と家族の安全を守っている」と話した。2021年7月13日 毎日労働ニュース シン・フン記者

■強化された職場内いじめ処罰「内部規定を改善しなさい」

職場の甲質（いじめ）119が、勤労基準法の改正が10月14日に施行され、職場内いじめの罰則条項が強化されるので、会社は、いじめの類型を具体化するなど、内部規定を点検・改善すべきだと主張した。

新しく追加される職場内いじめに関連する罰則条項は5つ。△加害者が使用者あるいは使用者の親戚である場合、△直ちに当事者に対して客観的な調査を実施しなかった場合、△被害者の要請にも勤務場所の変更などの適切な措置を取らなかった場合、△いじめ行為者に直ちに懲戒などの措置を執らなかった場合、△被害者の意思に反して秘密を漏洩した場合に対しては、500万ウォン以下あるいは1千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

処罰条項が不備なために、職場内いじめの被害者が調査の遅延や秘密の漏洩などで、二次被害を受ける事例は持続的に発生している。上司に除け者にされたというAさんは、職場甲質119に「今年の初め、代表に職場

内いじめを申告したが、その事実が会社に知らされた以後、深刻なストレスで精神科まで訪ねることになった」と情報を提供した。職場内いじめ被害者のBさんは「人事部の職員が業務が忙しいという理由で職場内いじめの調査を今日、明日と延ばした」と、苦しさを吐露した。

職場の甲質 119 は、強化された法に違反しないようにするには、施行に先立って就業規則などの内部規定の修正が必要だとし、「社内規定に必ず入れなければならない指針」を提案した。

職場の甲質 119 は、「職場内いじめの類型と行為は、例示と一緒に詳しく明示しなければ、社員間の混乱は防げない」と強調した。続けて「情報提供を見ると、社員が我慢できずに申告しても、当事者を調査しなかったり、緩慢な調査をしたり、社内で力の強い加害者に偏向的に有利な調査をするケースが多い。」「迅速で客観的に処理するために、職場の甲質に対する専門機構を置くべきだ」と付け加えた。2021年7月19日 毎日労働ニュースカン・イエスル記者

■政府「労働者緊急保護対策」推進／午後2～5時は工事中止

建設労働者の猛暑による災害を防ぐために、午後2時から5時まで全国の建設現場の工事を止める方案が推進される。雇用労働部は国土交通部、企画財政部、行政安全部と共同で「猛暑に備えた労働者緊急保護対策」を推進すると25日に明らかにした。

蒸し暑さが最も激しい時間帯の午後2～5時の間、全国の建設現場での工事を中止するように指導する。労働部は安全保健公団などと一緒に、来月末まで、全国の建設現場6万箇所余りなどで蒸し暑い時間帯での作業

中止の有無を集中点検する計画だ。熱射病予防規則の遵守も点検の対象だ。労働部は二週に一回ずつ行う事業場の一斉安全点検でも熱射病予防規則を広報し、建設現場だけでなく、高温の室内環境で働く物流センター、造船所、製鉄所なども点検対象に含む方針だ。

国家機関と公共機関の発注工事現場に対しては、工事期間遵守などのために無理に作業をしないように指針を出す。猛暑で発注機関が工事を一時停止する場合、停止した期間の契約期間を延長したり、契約金額を調整でき、施工が遅滞した期間に対する「遅滞損害金」も免除する計画だ。2021年7月25日 京郷新聞 コ・フィジン記者

■港湾の安全、元請けの荷役業者が下請けまで責任を負う

4月に平澤港でコンテナの下敷きになって亡くなった故イ・ソノさんの事件を契機に、港湾の安全管理体系が全面的に改編される。港湾荷役事業者の下請け会社を包括する安全管理計画樹立の義務を付与し、港湾安全点検官が安全管理計画の履行を点検する。

国会と海洋水産部によれば、24日の国会本会議でこのような内容の港湾安全特別法制定案が可決された。特別法の核心は、港湾内の荷役作業の過程でなされる事業の全体を総括する港湾荷役事業者に、安全管理義務を付与したことだ。荷役会社は所属の労働者だけでなく、すべての港湾に出入りする者を含む安全管理計画を樹立し、海洋水産部など、管理庁の承認を受けなければならない。

イ・ソノさんが働いた平澤港での荷役作業は、船会社と港湾委託契約を締結した荷役会社が行った。この荷役会社は系列会社の(株)東方に荷役運送業務を再下請けさせ、東方は

(18ページにつづく)

前線から

厚生労働省交渉を実施 全国労働安全衛生センター連絡会議

東京

全国労働安全衛生センター連絡会議の厚生労働省交渉が7月20日、東京の衆議院議員会館で行われた。今回も阿部知子議員に助力いただき、交渉の場が実現した。

要望・質問項目の内容は、ハラスメント、化学物質対策、じん肺、アスベスト、新型コロナウイルス労災など多岐にわたった。ただ今回初めてのことだったが、厚生労働省側はこちらが出した質問に対して、当日文

書回答した。毎回、厚労省の担当者が回答を読み上げるのを聞いた上で、質問などやりとりしていたのが、文書をもらえたことで、その分質問時間に使うことができた。とは言え、やはりいつも通り時間は不足し、ぎりぎりまで真剣なやりとりが続いた。

労働安全衛生関連では、まずハラスメント対策関連について多数の要請項目があった。まずはILOの「仕事の世界における暴力とハ

ラスメント条約」について、批准を目指す立場を明確にし、具体的な計画を立てるよう要請したのに対して、条約の趣旨は妥当としながらも、国内法との整合性の観点から検討が必要であるとして具体的な進め方についての返答はなかった。

ストレスチェック制度については、チェック後の集団分析と職場改善を義務化するように求めた。返答では、労働安全衛生調査から集団分析と職場改善を実施した職場の割合は年々増えているとし、さらに今年度ストレスチェックの効果検証にかかる調査事業を実施するとのことで、当面、助成金制度や手引き作成などで職場での取り組みを推進するということだった。

芹澤研究班が出した報告書でデジタル撮影によるじん肺標準X線写真の検討結果で、0/1が1/0、1/1、1/1が1/2と読影されている問題については、厚労省はあくまで参考にするのみで、これまでの判断を見直す姿勢はなかった。

化学物質対策については、国によるGHS分類で危険有害性のある未規制の



約 2000 物質をリスクアセスメントの義務対象とすることなどで対応していくとのこと。またオルトトルイジン、MOCA、アクリル酸系ポリマー、ジアセチルなど新たな職業病が判明した物質について、時効を進行させない取扱いを求めた。

新型コロナウイルス感染症による労災について、休業継続中に調査のため休業補償が停止され、被災者が経済的に困難に陥る事案があり、対応を見直すよう求めたのに対して、厚労省はあくまでも請求ごとに支給

の可否を判断する必要があるという建前を返答した。コロナウイルスによる精神障害について一律に認定基準に当てはめるのは適切ではないとの主張に対して、厚労省は一過性の精神障害であれば認定基準によらず認めていると返答した。

脳・心臓疾患、精神障害の労災認定について、精神障害の既往症有りの場合の基準や、「解雇」事案の心理的負荷評価の在り方、実労働時間の調査や判断の問題点について指摘したが、これらについてはいつも通

り、適切に判断している、これからも適正に置くなって行く徒の回答が繰り返された。

公務災害についても総務省に対して、調査のずさんさを指摘し、運用の改善を求めた。

特に有意義な回答は得られなかったが、様々な課題について、問題提起し、行政に従事する職員らに注意喚起することができたと考ええる。

今後も行政交渉は積極的に行っていきたい。

16 ページのつづき

A 人材会社から派遣された労働者を港湾の現場に投入した。イ・ソノさんは人材会社の所属として働いた。特別法を 4 月の事故に適用すれば、イ・ソノさんの死に対する責任は荷役会社が負うことになる。

特別法によって荷役会社の安全管理計画の履行点検は、海洋水産庁に新設される港湾安全点検官が担当する。港湾は出入りが容易ではないなどの現場の特性によって、雇用労

働部の監督の死角地帯となっている。今後、海水部は効果的な安全体系を構築するために、労働部と協力することにした。

港湾別に労・使・政が参加する港湾安全協議体が、現場の特性に合った安全管理体系を確立していく。特別法は閣僚会議に上程されて公布されれば、1 年後に施行される。
2021 年 7 月 26 日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者 (翻訳：中村猛)

全国労働安全衛生センター連絡会議

安全衛生情報が満載

URL: <https://joshrc.net/>

7月の新聞記事から

7/1 新型コロナウイルスの感染防止対策にあたる三重県四日市市の担当部署の職員が、月間100時間超の時間外労働を強いられていることが分かった。森智広市長は定例会見で、「なんとか状況を改善したい」と述べた。市の資料によると、新型コロナウイルス感染症対策室職員の時間外勤務時間の平均は、4月が81.2時間、5月が144.3時間。市保健所保健予防課保健予防係では、4月が93.7時間、5月が103.3時間だった。市は対策室に他部署から90人近い応援職員を入れるなどしている。

7/2 「ゴンチャロフ製菓」(本社・神戸市灘区)の男性社員(20)が2016年に自殺したことをめぐり、同社が上司のパワハラや長時間労働との因果関係を認め、遺族側と和解した。和解は6月11日付。亡くなったのは、前田颯人さん。上司の監督責任を怠るなどの安全配慮義務違反をゴンチャロフ製菓側が認め、損害賠償金を支払うという内容。西宮労働基準監督署は18年、労災を認定していた。今年6月、社長が遺族に直接謝罪したという。和解の内容には、毎年命日近くに再発防止の取り組みを従業員向けに実施することも盛り込まれた。

7/9 鹿児島県内の精神科と心療内科の院長だった男性医師からパワハラなどを受け、自殺に追い込まれたとして、元従業員の女性(32)の遺族が医師に慰謝料約2200万円の損害賠償を求める訴訟を鹿児島地裁に起こした。女性は2015年5月から自殺した16年8月まで医師が経営する診療所で勤務。18年、過重労働で労災認定を受けた。訴状で「セクハラで性的自由が侵害された。依存性が高く、自殺企図の副作用がある薬を処方され、高圧的な態度や言動などで自殺に追いやられた」と主張している。訴状は20年3月25日付。

7/10 コンビニ加盟店の元従業員が起こした労働裁判で、雇用関係がないフランチャイズ(FC)本部が解決金を払うなどの内容でこのほど和解が成立した。訴えた男性(30代)は、大阪府のローソン加盟店で2010年ごろにアルバイトから正社員になったが、オーナーのパワハラが激化。店の経営難もあって、2012年4月から退職する2014年6月までは無給だったという。労働時間の記録はなかったが、レジの担当記録から、少なくとも月平均284時間の労働が判明した。今年6月10日に和解が成立。和解条項には、ローソンが加盟店従業員の労働環境について、指導に努める旨も盛り込まれた。

7/12 宮城県の東北電力女川原発で、1号機の廃棄物処理建屋にあるタンク内の硫化水素が別の建屋に漏れ、吸い込んだ20～50代の作業員の男女7人が体調不良となった。このうち50代の女性1人がめまいや吐き気で病院に救急搬送され、中毒症状と診断されたが既に退院した。他の6人は頭痛や不快感を訴え、うち40代の女性1人が経過観察のため13日、新たに入院した。東北電によると、タンクには放射線管理区域内で使った作業服の洗濯廃液があり、発生した硫化水素が配管を通じて作業員がいた2号機の制御建屋に漏れたとみられる。

7/13 北海道清里町の50代男性職員が2月に役場庁舎内で自殺した問題で、町は調査した弁護士が当時の上司のパワハラを認定したことを明らかにした。町は全面的に非を認め、関係した職員らを処分、遺族に調査結果を報告する。男性は2月25日に他の職員の前で上司から叱責され、翌日に自殺した。弁護士による調査は関係

者約100人を対象に行われた。男性が妻に「今の上司の下だとつらい」などと話していたことなどから、パワハラが原因と結論付けたという。

7/19 大和市副市長を4月に任期途中で辞職した金子勝氏が、大木哲市長による職員へのパワハラ的言動を証言したことを巡り、市職員組合は、組合員を対象に行ったアンケート結果を公表した。回答者のうち数人が市長から直接、パワハラ被害を受けたと答えた。「市長のパワハラについて聞いたことがある」との回答を含め、およそ4分の1の職員が市長のパワハラ的言動を経験したり、聞いたたりしたとの結果が出た。

7/20 兵庫県教育委員会は、産休・育休を取得すると説明した同僚の女性教諭(30代)に対し、「今まで通り一緒に仕事しろと言われても無理だ」などの暴言を吐くマタニティ・ハラスメントをしたとして、播磨東地区の公立小学校に勤務する臨時講師(41)を1か月の減給処分にしたと発表した。

7/21 和歌山県田辺市を襲った2018年8月の台風20号で、市役所の防災体制の指揮をとった危機管理局長(57)が直後に亡くなり、地方公務員災害補償基金が公務災害と認定していた。認定は20年6月16日付。18年8月23日から24日にかけて、洪水警報、土砂災害警戒情報が出るなど、避難情報も夜になって避難勧告へ、さらには一部地域への避難指示が出た。帰宅は24日午後6時ごろ、翌朝にけいれんしている姿を家族が見つくて、26日に脳出血で亡くなった。基金は「実質的に災害対応の指揮を執り、最終的な判断をせざるを得ず、また、ほとんど休息する間もなく業務に従事したものであることから、強度の精神的又(または)肉体的負荷を受けたものと認められ、異常な出来事・突発的事態に遭遇した」と判断し、公務災害と認定した。

肥後銀行(本店・熊本市)に勤務し2012年に過労自殺した男性(40)の妻が当時の取締役11人を相手に、労働時間を適正に管理する体制の構築を怠ったとして計約2億6000万円を同行に損害賠償するよう求めた株主代表訴訟の判決で、熊本地裁は、請求を棄却した。中辻雄一朗裁判長は「銀行が構築・運用していた労働時間管理体制は合理的だった」と判断した。原告側は控訴する方針。男性は本店業務統括部で働いていた12年10月に命を絶った。直前1か月の時間外労働は209時間に達していた。男性の死亡を巡っては、熊本労働基準監督署が13年3月、極度の時間外労働で重度のうつ病を発症していたとして労災と認定。熊本地裁も14年10月、自殺と長時間労働との因果関係を認め、同行が遺族に約1億3000万円の賠償金を支払うよう命じていた。

7/26 アスベストによる肺がんで死亡した静岡市の左官業の男性の遺族が国に損害賠償を求めた裁判は、東京高裁で和解が成立した。訴えを起こしたのは静岡市の左官業の男性の妻と息子2人。2004年に当時56歳だった男性が肺がん で死亡したのは、建築労働者のアスベスト吸引について国が対策を怠ってきたのが原因として、慰謝料など約385万円の支払いを求めていた。今年1月に静岡地裁で国の責任を認める原告勝訴の判決が出たあと双方が控訴し、東京高裁で審理が続けられてきた。26日に東京高裁で協議が行われ、国が1656万円余りを支払うことで和解が成立した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259